

災害時支援の協定を締結

6月29日水

本町と三菱自動車工業(株)、西日本三菱自動車販売(株)の間で、「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結しました。

三菱自動車工業(株)は、全国各地の大規模災害時に、人員や物資の輸送、電源活用のために電動車両を派遣。これまでのノウハウを活かし、本町で停電を伴う災害が発生した場合に、電動車両等を派遣し、必要な電力の確保に協力していただきます。



三菱自動車工業(株)の佐々木部長(左)と西日本三菱自動車販売(株)の田中部長(右)

ブランドメッセージ総選挙始まる

まちの魅力や目指す姿を表した言葉「ブランドメッセージ」を選ぶ総選挙が始まっています。皆さんが共感できる言葉、使いたくなるメッセージへぜひ投票してみてください。

【町民の皆さんが考案した候補案(4つ)】

- 「こころ、かえるまち。」
- 余白あります。
- あそびがあるまち。
- ゆうのまち、いいなん。

- 投票期限 7月31日(日)まで
- 投票方法 WEB投票(町ホームページから、投票ページに移動できます)
- 投票所での投票(Aコープ各店、金融機関など町内へ投票箱を設置)



WEB投票はこちらから

■問合せ まちづくり推進課 76・2864

まちを元気に！地域おこし協力隊

「地域おこし協力隊」は、地域外の人材を受け入れ、最長で3年間、地域の課題解決に取り組みながら、隊員本人のその後の定住定着を図る

制度。飯南町では、これまでに42人の隊員が活動してきました。今年度は8人の隊員が活動中です。



前田 千紗 (まちづくり推進課) 国道54号沿線の活性化対策



石橋 篤 (まちづくり推進課) 下米島川尻地区での農業支援、集落支援



永瀬 友真 (まちづくり推進課) 飯南高校魅力化コーディネーター キャリア教育、生徒募集



高尾真那実 (まちづくり推進課) 新任 飯南高校魅力化コーディネーター キャリア教育、生徒募集 (令和4年7月着任)



瀧尻 恵二 (教育委員会) 飯南町学習支援館での学習指導、運営管理



松尾 由貴 (産業振興課) ファームアシスト飯南での農業支援



古賀崇真子 (産業振興課) 大しめなわ創作館での創作活動、PR活動



藤谷さゆり (まちづくり推進課) さつまいも生産者協議会での農業支援

楽しいっばい 図書館探検 飯南町立図書館

●中央図書館 76・2160 ●頓原図書館 72・0301

子どもたちが待ちに待った夏休みがやってきました。今年も夏休み企画を用意して、皆さんの来館をお待ちしています。



【夏休み企画】 7月20日(水)～8月21日(日)

【両図書館】 ●これでバッチリ！ 宿題お助けコーナー

自由研究の本や工作、新聞づくりの本など、参考になる図書を集めました。課題図書も揃えています。

●図書館夏まつり

本を借りて、夏祭りを満喫。ヨーヨー釣りに金魚すくいなど、図書館オリジナルの屋台を用意しています。

【中央図書館】 ●読み聞かせ研修会 日時 7月31日(日) 13時30分～14時30分

講師 児童専門書店「子どもの本つろば」店主 市ヶ坪裕子さん(安来市) 場所 来島交流センター 多目的室

●おはなし会 「大型かみしばい」 日時 8月21日(日) 10時30分～

【後期高齢者医療保険料率が決定】

令和4年度の保険料率が改正されました

令和4年度後期高齢者医療保険料率(県内均一)

均等割	50,880円
所得割	9.35%

※均等割/被保険者一人一人が均等に負担 (所得が低い世帯は、所得水準に応じて保険料の均等割額を軽減) ※所得割/被保険者の前年(令和3年中)の総所得を基準に計算

保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円(+※2)以下
5割軽減	43万円(+※2)+28.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円(+※2)+52万円×(被保険者数)以下

【※2 世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合】 年金・給与所得者数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

○保険料の算定・納付(※国保・後期高齢共通)

4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から、6月までに納付した保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9か月に分けて納めます。(年金からの天引きにより保険料を納めている人も同様)

■問合せ 住民課 76・2213 保健福祉課 72・1770

【国民健康保険料率が決定】

保険料率の変更はありません

	令和4年度国民健康保険料率		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	7.62%	2.81%	2.55%
被保険者均等割	25,100円	9,600円	11,000円
世帯平等割	17,200円	6,600円	5,300円

※所得割/被保険者全員の前年(令和3年中)の総所得を基準に計算 ※被保険者均等割/被保険者一人一人が均等に負担 ※世帯平等割/被保険者の世帯ごとに負担

保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり被保険者均等割と世帯平等割が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円(+※1)以下
5割軽減	43万円+28.5万円×被保険者数(+※1)以下
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数(+※1)以下

【※1 給与所得者等の場合】基準額が給与所得者の数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

給与所得者等:  
○給与収入金額が55万円を超える人  
○公的年金等に係る所得を有する人(65歳未満:公的年金収入金額が60万円を超える人、65歳以上:公的年金収入金額が125万円を超える人)

保険料の減額

国民健康保険料の納税義務者の属する世帯内に、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)がある場合には、被保険者均等割額の1/2が減額されます。

上記の減額される世帯においては、その減額後の被保険者均等割額の1/2が減額されます。